

町の台所事情

[令和 3 年度決算]

塩谷町 企画調整課

目 次

	頁
(1) 町の会計体系	1
(2) 令和3年度一般会計決算	2
① 実質収支は326百万円の黒字	2
② プライマリーバランス	3
(3) 財政指標による財政状況の分析	4
① 町債残高	4
② 財政力指数	6
③ 経常収支比率	7
④ 公債費比率	8
⑤ 起債制限比率	8
⑥ 財政健全化判断比率	9
(4) 一般会計歳入決算額の推移	10
① 町税	11
② 地方交付税	12
③ 町債	13
(5) 一般会計歳出決算額の推移	14
① 性質別決算額の状況	15
(6) 一般会計基金現在高の推移	17

(1) 町の会計体系

総決算額 94 億円

町の会計には、一般会計、特別会計、公営企業会計の3種類があり、法律により会計の基本は、公営企業会計を除き現金主義・単式簿記で管理されている。

各会計の決算額は、単純合算では101億7百万円になるが、各会計間で相互にやりとりする重複部分と現金支出を伴わない額を控除すると、令和3年度の現金ベースでの全会計総決算額は93億8千6百万円となった。

各会計間のやりとり

現金ベースでの令和3年度総決算額

(単位:百万円)

会 計	単 純 合 算	会 計 間 重 複 額 処 理	現 金 支 出 を 伴 わ な い も の	総 決 算 額
一 般 会 計	6,449	529	0	5,920
特 別 会 計	2,943	22	0	2,921
公 営 企 業 会 計	715	0	170	545
合 計	10,107	551	170	9,386

- ※ 一般会計…主に町税及び地方交付税を財源として、町の一般的な収入と支出を経理する会計
- ※ 特別会計…一般会計と区別して、別個に収入と支出を経理する会計（国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計）
- ※ 公営企業会計…公共の福祉増進を目的に経営する独立採算による事業会計（水道事業会計、決算額（消費税込）＝収益的支出＋資本的支出）
- ※ 会計間重複処理…一般会計から特別会計への繰出金、水道事業会計への負担金・補助金・出資金、特別会計から一般会計への繰出金
- ※ 現金支出を伴わないもの…減価償却費等

(2) 令和3年度一般会計決算

① 実質収支は326百万円の黒字

令和3年度の形式収支は9億6千5百万円の黒字となった。令和4年度への繰越事業費に充当する「翌年度に繰り越すべき財源」を除いた実質収支でも3億2千6百万円の黒字となっている。令和3年度のみでの収支をとらえた単年度収支も4千7百万円の黒字であり、単年度収支に財政調整基金積立金や任意に行った繰上償還金の黒字要素及び財政調整基金取崩しの赤字要素を加えた実質単年度収支も7千7百万円の黒字となっている。単年度収支は一定の期間において赤字となるのが健全な状況である。

一般会計決算 (単位:百万円)

区 分		R2	R3	比較
歳入総額	A	7,597	7,414	△183
歳出総額	B	7,191	6,449	△742
形式収支(A-B)	C	406	965	559
翌年度繰越財源	D	127	639	512
実質収支(C-D)	E	279	326	47
単年度収支(E-前年度 E)	F	△92	47	139
積立金	G	60	30	△30
繰上償還金	H	0	0	0
基金取崩額	I	0	0	0
実質単年度収支(F+G+H-I)	J	△32	77	109

端数処理の関係で、合計が各項目の計算結果と合わない場合がある。

実質収支比率 (実質収支÷標準財政規模×100) (単位:百万円、%)

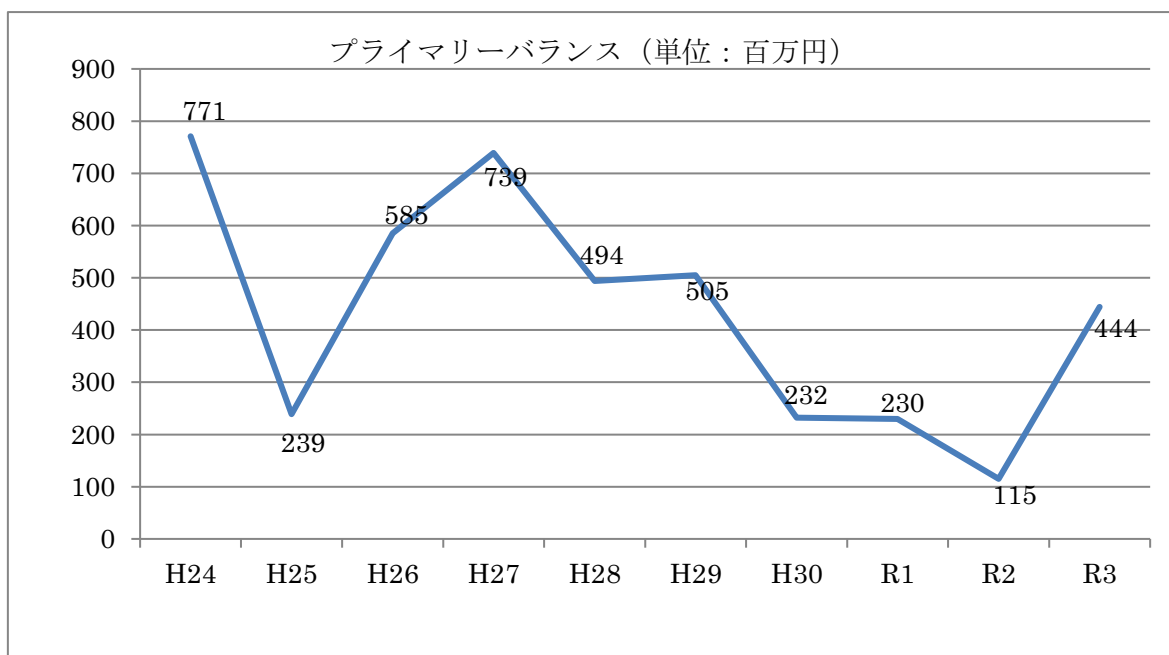
	実質収支	標準財政規模	実質収支比率
R3	326	3,976	8.2
R2	279	3,776	7.4

- ※ 実質収支…実質収支が黒字の場合は黒字団体といい、赤字の場合は赤字団体という。赤字団体の場合は、実質収支比率が市町村で20パーセント以上になると起債が認められない。実質収支比率は3%から5%の黒字が望ましいとされている。
- ※ 単年度収支…その年度中に発生した黒字又は赤字を示す。単年度収支は一定の期間において赤字になるのが健全であり、租税を徴収する自治体が黒字を累積するようであれば、行政水準を引き上げるか、租税等を引き下げるかして住民に還元するべきである。

② プライマリーバランス

プライマリーバランスとは歳入から町債発行額を控除した金額と、歳出から公債費を控除した金額との差額で基礎的な財政収支のことをいう。黒字の場合は公債費以外の歳出を町債以外の歳入で賄っていることになり、町債残高も過大に増えず健全な状態である。逆に赤字の場合は公債費以外の歳出について町債を発行しなければならなくなり、将来世代に負債を先送りしている状態で町債残高も増えることになる。

町のプライマリーバランスは「自律計画」を策定した平成 17 年度以降黒字を維持しており、今後も歳入を適切に把握しこれに見合った歳出予算編成を行うとともに、町債残高も適正に管理する必要があるが、前年度に比べ町債残高、公債費とも増加しているため、事業の取捨選択を行い、行うべき事業には交付税措置のある有利な地方債を積極的に活用するなど適正な町債運営を行っていきたい。



令和 3 年度 444 百万円
参考：平成 16 年度 △ 334 百万円

(3) 財政指標による財政状況の分析

主要な財政指標

(単位：百万円、%)

区 分		R2	R3
町債残高	総額	5,324	5,813
	一般会計	3,796	4,318
	特別会計	0	0
	企業会計（水道）	1,528	1,495
財政力指数		0.47	0.46
経常収支比率		80.8	77.5
公債費比率		3.0	3.2
実質公債費比率		3.9	3.5
将来負担比率		-	-

① 町債残高

一般会計町債残高は43億1千8百万円。

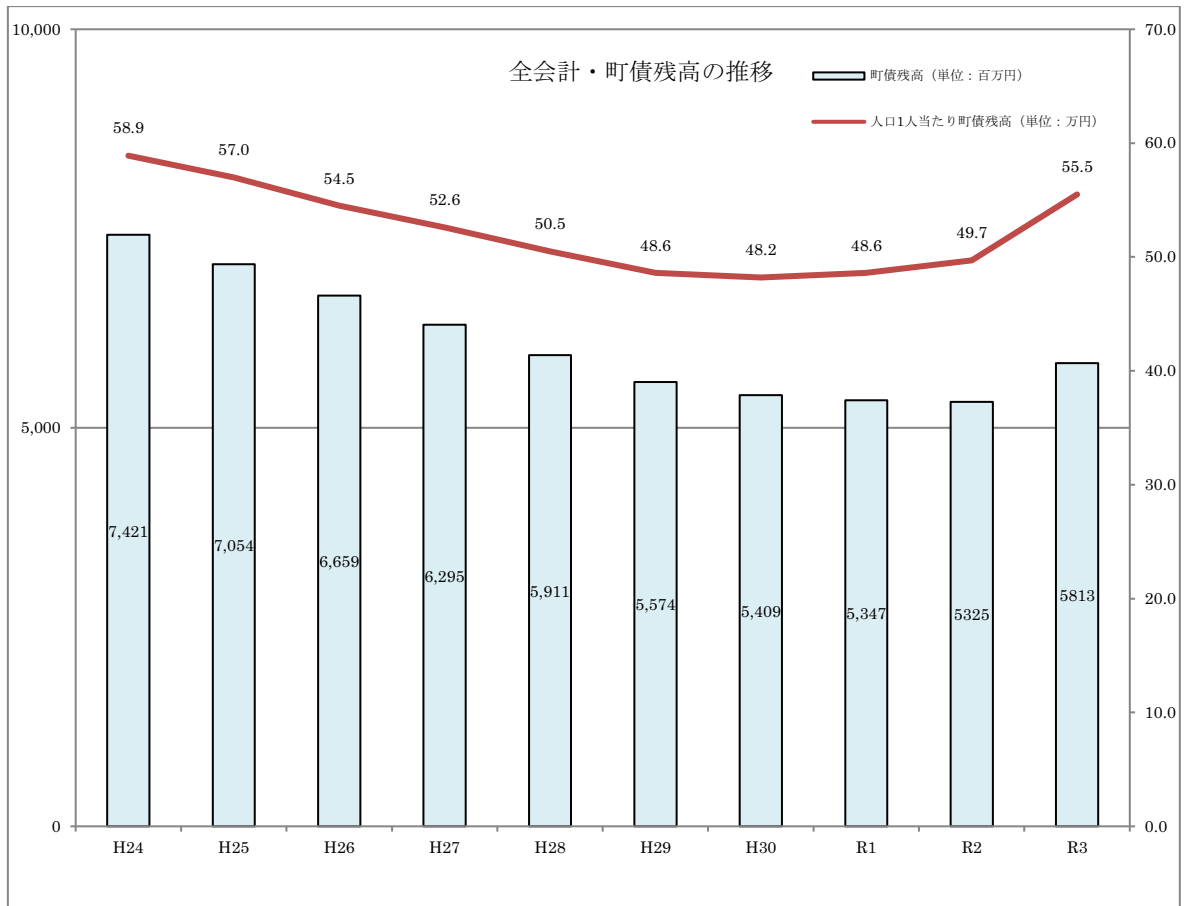
平成15年度から平成16年度の塩谷中学校建設事業終了後、小中学校の統廃合による繰上償還と公的資金保証金免除繰上償還を行い、平成30年度までは町債発行額を元金償還額の80%以下に抑制するなど、町債残高の管理を行ってきた結果、令和3年度は町債残高が76億8千4百万円とピークであった平成16年度から33億7千万円ほど削減したが、新庁舎建設事業にかかる町債等を発行したことにより、令和2年度に比べ5億2千万ほど増加した。

また、標準財政規模に対する町債残高の割合は、令和3年度は108.6%である（参考H19208.8%）。町債残高の内訳のうち主なものは、臨時財政対策債（24億2千万円）、過疎対策事業債（8億1千4百万円）、公共施設等適正管理事業債（3億円）である。

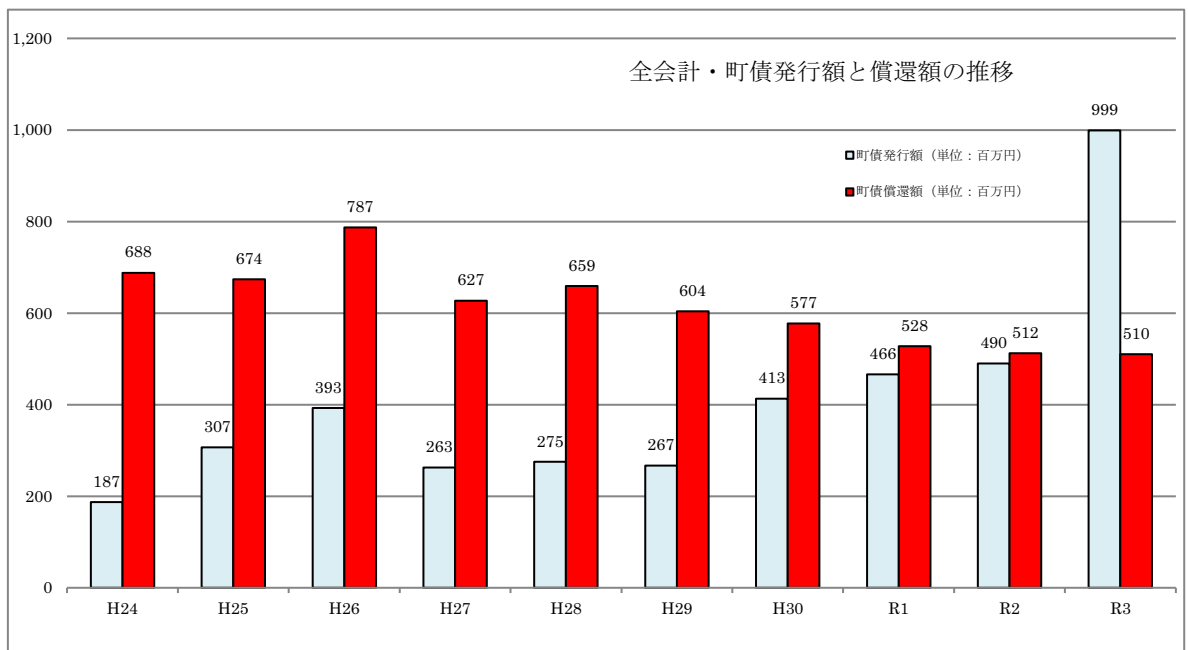
特別会計町債残高は0円

公営企業会計町債残高は14億9千5百万円。

残高が32億8千6百万円とピークであった平成16年度から17億9千1百万円削減した。水道事業では、平成28年度に水道事業経営戦略を策定し、老朽石綿管の布設替を進めていくこととしており、今後、多額の事業費が必要となる。また、配水管の他、水源等の老朽施設の更新も必須であることから、経営戦略上は新規企業債発行額がその年度の償還額を上回らないこととしてはいるが、ある程度の起債は必要であり、厳しい経営状況が続くことが予想される。



参考：町債残高 平成 16 年度 11,024 百万円
 人口1人当たり 平成 17 年度 77.5 万円

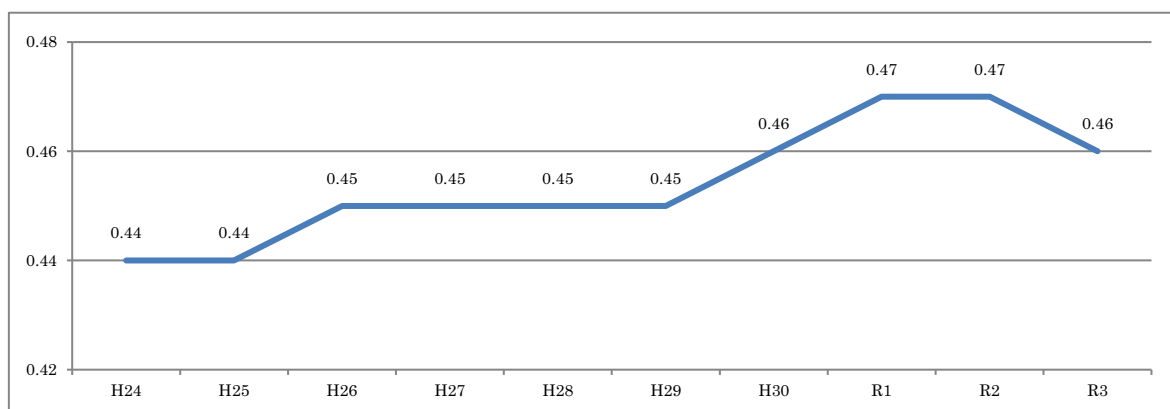


参考：町債発行額 平成 16 年度 1,659 百万円

② 財政力指数

財政力指数は、平成 16 年度以降、三位一体改革による税源移譲（平成 16～18 年度は所得譲与税、平成 19 年度税源移譲）の影響により基準財政収入額が増加し、平成 18～21 年度は 0.5 以上で推移してきた。しかし、税収の減少等により基準財政収入額が減少したため、平成 22 年度以降は指数が低下して、平成 14 年度以前と同等の数値となっている。

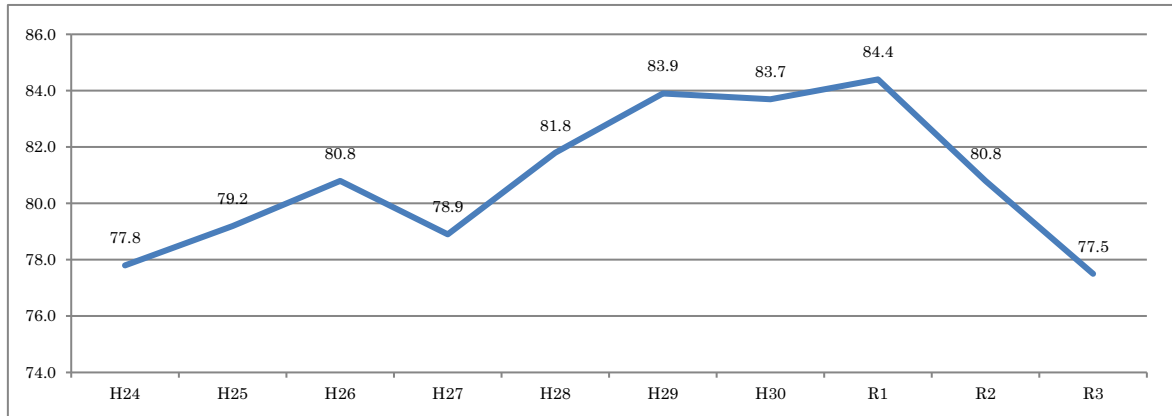
基準財政需要額の 60%以上を地方交付税に依存する状況であり、町を運営する財源のうち自ら収納できる財源に余裕はない。今後の財政運営は、現状を維持しつつ、収入面ではコロナ禍に伴う税収減の中、より一層収納率向上など財源の確保に努める必要がある、支出面では人件費等経常的経費の抑制を継続し、施設の新設・更新は、令和 3 年度に改定した公共施設等総合管理計画により維持管理経費の適正化を考慮した投資額の決定が求められる。



- ※ 財政力指数…基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去 3 カ年平均値。財政力指数が 1 を超えると普通交付税の不交付団体となる。
- ※ 基準財政収入額…地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状況で徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額。普通交付税の算定に用いられる。
- ※ 基準財政需要額…普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額。
- ※ 地方交付税…地方公共団体が等しく事務を遂行できるように、国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合を基準に国が交付する税のこと。
- ※ 標準財政規模…地方自治体が標準的に収入しうる経常一般財源の大きさを示す指標。「標準税収入額等＋普通地方交付税額＋臨時財政対策債発行可能額」で求められる。
- ※ 三位一体改革…H16 年度から実施された、国から地方への補助金削減、地方交付税の見直し及び国から地方への税源移譲の 3 点セット。

③ 経常収支比率

経常収支比率は、平成 17～19 年度に普通交付税・臨時財政対策債発行可能額の減少及び扶助費・公債費の増加により 87%台に急上昇したが、平成 20 年度以降は普通交付税等経常一般財源の増加と人件費等の経常経費の減少により 80%前後に改善した。平成 28 年度以降若干の増加傾向にあったが、令和 2 年度に減少し、令和 3 年度は普通交付税の増加等により 77.5%となり、前年度より更に 3.3%減少した。



※ 経常収支比率...経常経費に町税、普通交付税、地方譲与税等の経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見て、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標。

※ 臨時財政対策債...平成 13 年度から地方財政の収支不足対策として、普通交付税算定額の一部を町債として発行するもの。その元利償還金全額が後年度基準財政需要額に算入される。

経常一般財源等と経常経費充当一般財源の推移 (単位：百万)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
経常一般財源等 A	3,583 (3,403)	3,701 (3,451)	3,642 (3,442)	3,775 (3,545)	3,690 (3,466)	3,712 (3,519)	3,694 (3,499)	3,668 (3,517)	3,781 (3,630)	4,103 (3,895)
経常経費充当一般財源 B	2,789	2,930	2,941	2,978	3,019	3,116	3,093	3,095	3,054	3,180
財政の余裕度 A-B	794 (614)	771 (521)	701 (501)	797 (567)	671 (447)	596 (403)	601 (406)	573 (422)	727 (576)	923 (715)

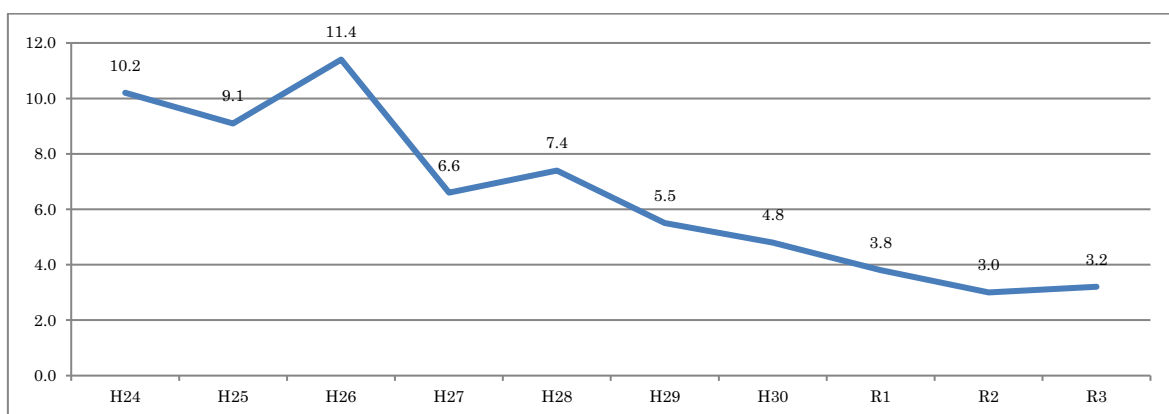
※ () 内は減税補てん債と臨時財政対策債を除いた金額。

義務的経費 (うち経常的なもの) の推移 (単位：百万)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
人件費	1,056	1,013	984	956	949	931	903	926	996	1,021
扶助費	523	514	522	605	626	627	610	602	606	627
公債費	608	586	554	517	510	482	451	408	387	384
合計	2,187	2,113	2,060	2,078	2,085	2,040	1,964	1,936	1,989	2,032

④ 公債費比率

平成 26 年度は学校教育施設等整備事業債の利率見直しによる借換があったため一時的に増加したが、平成 27 年度は 6% 台に減少し、平成 29 年度以降年々下降している。数値の改善は元利償還金の減少と普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額等の標準財政規模の総額が増加した影響である。

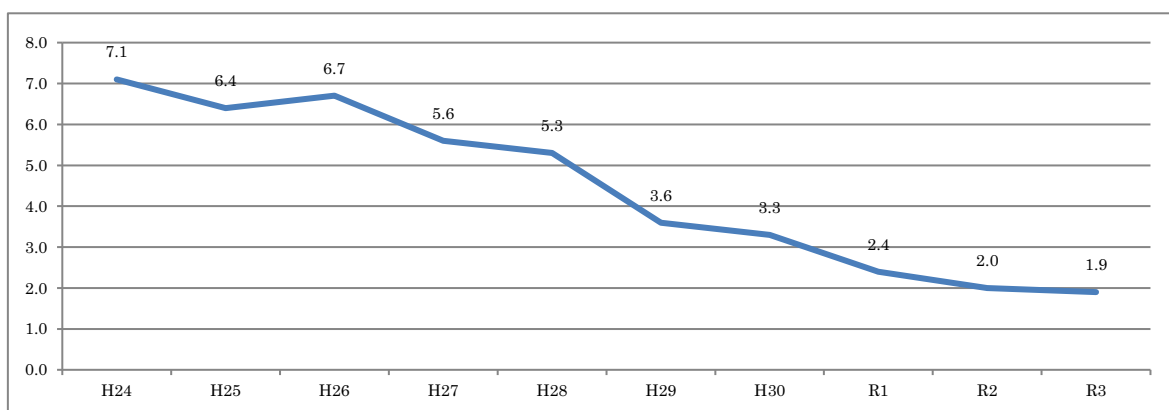


※ 公債費比率…地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。公債費に充当された一般財源の、標準財政規模に対する比率。

普通交付税・臨時財政対策債発行可能額の推移 (単位: 百万円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
普通交付税	1,674	1,704	1,689	1,710	1,662	1,644	1,616	1,569	1,706	1,988
臨財債発行可能額	272	263	242	230	190	193	195	151	151	208
合計	1,946	1,967	1,931	1,940	1,852	1,837	1,811	1,720	1,720	2,196

⑤ 起債制限比率



平成 14～20 年度までは 11%以上だったが、平成 22 年度以降は 10 パーセントを切り、以後年々減少し令和 3 年度は 1.9%となった。比率改善の理由は公債費比率と同様である。

※ 起債制限比率…公債費から地方交付税で措置される公債費を控除した値を、標準財政規模から地方交付税で措置される公債費を控除した値で除した数値で過去 3 カ年の平均を用いる。起債制限比率が 20%を超えると一般単独事業債と厚生福祉事業債の発行が認められず、30%を超えると災害復旧事業債を除く一般事業債の発行が認められない。

⑥ 財政健全化判断比率

「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に基づき「実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率」並びに公営企業に係る「資金不足比率」の 5 つの財政健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するとともに一般に公表することが義務付けられている。

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければならない。

また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた 3 つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければならない。

公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

塩谷町は、いずれの数値も、数値なしまたは基準未満である。

令和 3 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率 (単位：%)

	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債 費 比 率	将来負担 比 率	資金不足 比 率
塩 谷 町	—	—	3.5	—	—
早期健全化 基 準	15.00	20.00	25.0	350.0	20.0
財 政 再 生 基 準	20.00	30.0	35.0		

実質公債費比率は、公債費に準じる補助費等及び繰出金等を公債費に加え、実質的な公債費による財政負担の程度を示す指標として、平成 17 年度決算から導入された指標であり、縣市町平均 (R2 年度 5.2)、全国市町村類似団体平均 (R2 年度 8.6) と比べると低い数値となっている。かつては、公債費の割合が高く、併せて水道事業に係る財政負担が多かったため比率も高めだったが、町債残高管理を行ってきた結果、公債費が減少してきており、数値は改善されてきている。

(単位：%)

実質公債費比率	R1	R2	R3
	4.4	3.9	3.5

(単位：%)

R3年度実質 公債費比率の構成	R1単年度比率	R2単年度比率	R3単年度比率	3ヶ年平均
	3.9	3.2	3.6	3.5

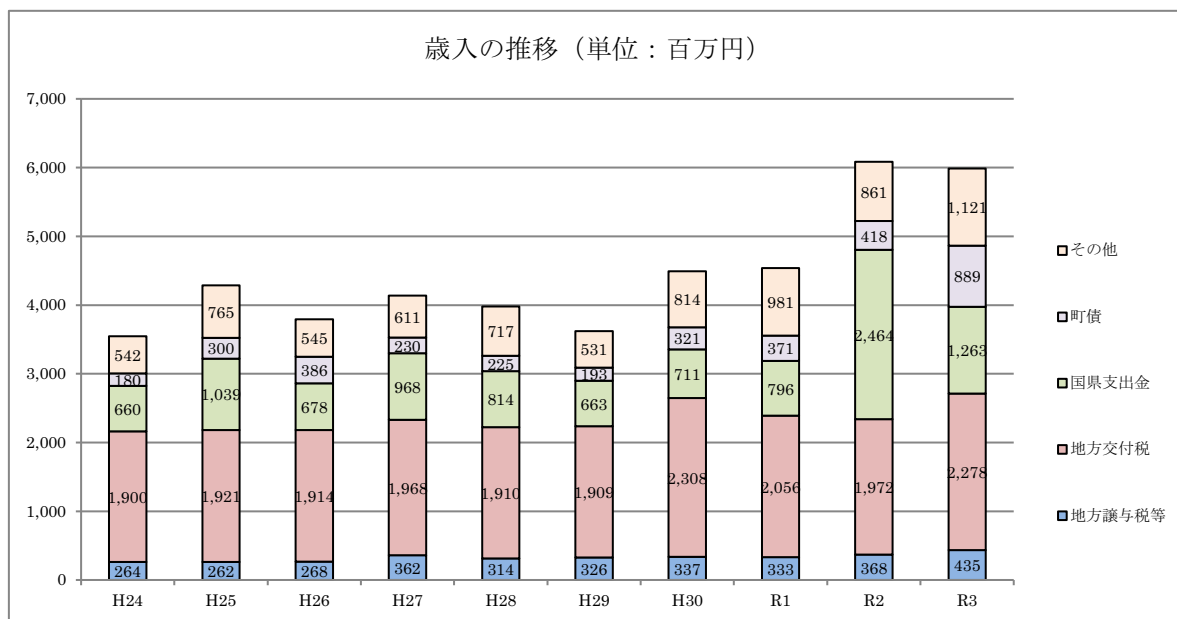
- ※ 実質赤字…繰上充用額（歳入不足のため、翌年度の歳入を繰り上げて充用した額）、支払繰延額（実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額）及び事業繰越額（実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額）の合計
- ※ 実質赤字比率…一般会計の実質赤字額の標準財政規模（標準財政規模＋臨時財政対策債発行可能額）に対する比率
- ※ 連結実質赤字比率…全会計を対象とした実質赤字（または資金不足）の標準財政規模に対する比率
- ※ 実質公債費比率…一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、実質公債費比率が 18%以上になると地方債許可団体となり、25%以上になると単独事業債の発行が認められない。
- ※ 将来負担比率…一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫される等の問題が生じる可能性が高くなる。
- ※ 資金不足比率…公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

(4) 一般会計歳入決算額の推移

平成16年度に塩谷中学校建設事業実施で65億円の決算額となったが、17年度以降町債発行額を抑制し町債残高の適正な管理を行ってきたことにより、50億円台を推移してきた。しかし、新型コロナウイルス感染症対応の影響を受け、令和元年度に60億を超え、令和2年度には特別定額給付金事業等により70億を大幅に超え、令和3年度は新庁舎建設事業にかかる基金繰入金及び町債の増もあったが全体で前年度より減少した。

(単位：百万円)

歳入 決算額	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	4,970	5,726	5,222	5,559	5,415	5,115	5,986	6,108	7,597	7,414

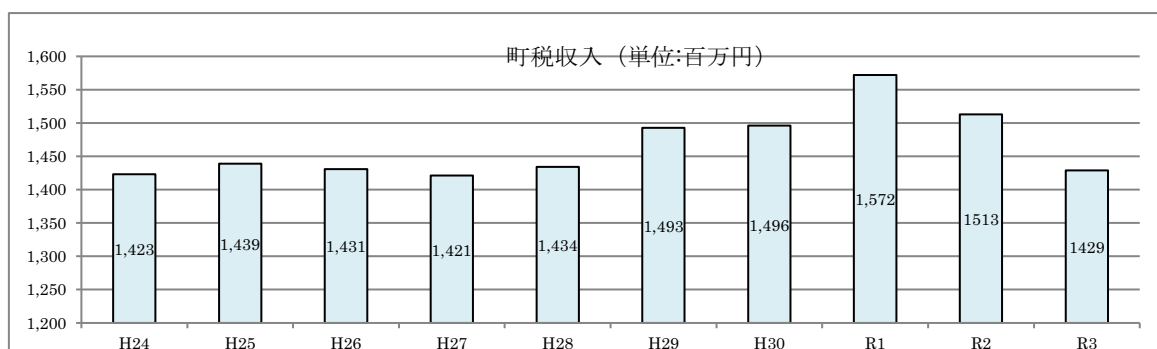


① 町税

平成 22 年度に景気の落ち込みによる個人及び法人町民税の減少により税収全体が減少しましたが、その後ほぼ横ばいの状態が続いた後平成 29 年度に約 15 億に達し、令和元年度は償却資産の増加により固定資産税が増加した。令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症対応の影響を受け減少し、令和 3 年度は固定資産税が大幅に減少した。

(単位：百万円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
町民税	566	569	544	544	542	553	570	572	519	495
個人	491	483	470	450	461	472	478	470	463	445
法人	75	86	74	94	81	81	92	102	56	50
固定資産税	751	758	778	767	775	829	817	890	886	824
軽自動車税	30	30	31	31	39	40	41	42	43	44
町たばこ税	76	82	78	79	78	71	68	68	65	66
合計	1,423	1,439	1,431	1,421	1,434	1,493	1,496	1,572	1,513	1,429

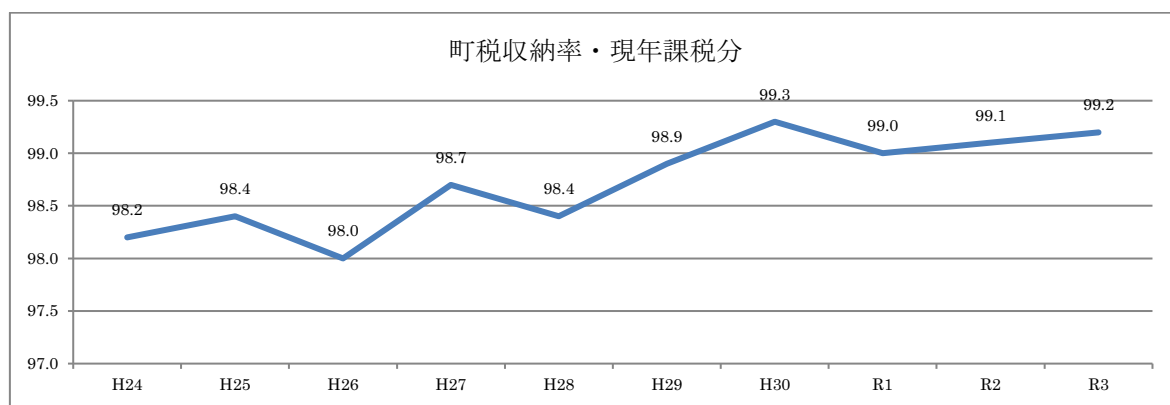


町税収納率の推移

(%)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
現年分	98.2	98.4	98.0	98.7	98.4	98.9	99.3	99.0	99.1	99.2
滞納分	23.6	24.0	22.1	25.9	25.6	25.3	28.7	23.8	21.5	26.2
合計	92.9	93.7	93.9	94.4	94.6	95.3	96.5	96.6	96.6	96.8

町税は令和3年度末現在3千9百万円の累積滞納額があり、前年度末からは1,100万円ほど減少した。収納率は前年度比で現年課税が0.1%増、滞納繰越分が4.7%増、合計収納率で0.2%増となった。町税は町歳入の柱であるため引き続き徴収率の向上を目指す必要がある。



② 地方交付税

令和3年度の普通交付税は、基準財政需要額の増額（臨時経済対策費等の追加）により、令和2年度から2億8千2百万円の増、また特別交付税は、特殊事情分等の増により、2千4百万円の増となっている。

依存財源である地方交付税は、令和3年度の町の歳入の30.7%を占めているため、今後も国の地方財政計画を注視する必要がある。

(単位：百万円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
普通交付税	1,674	1,704	1,689	1,710	1,662	1,644	1,616	1,569	1,706	1,988
特別交付税	226	217	225	258	248	265	692	487	266	290
合計	1,900	1,921	1,914	1,968	1,910	1,909	2,308	2,056	1,972	2,278

③ 町債

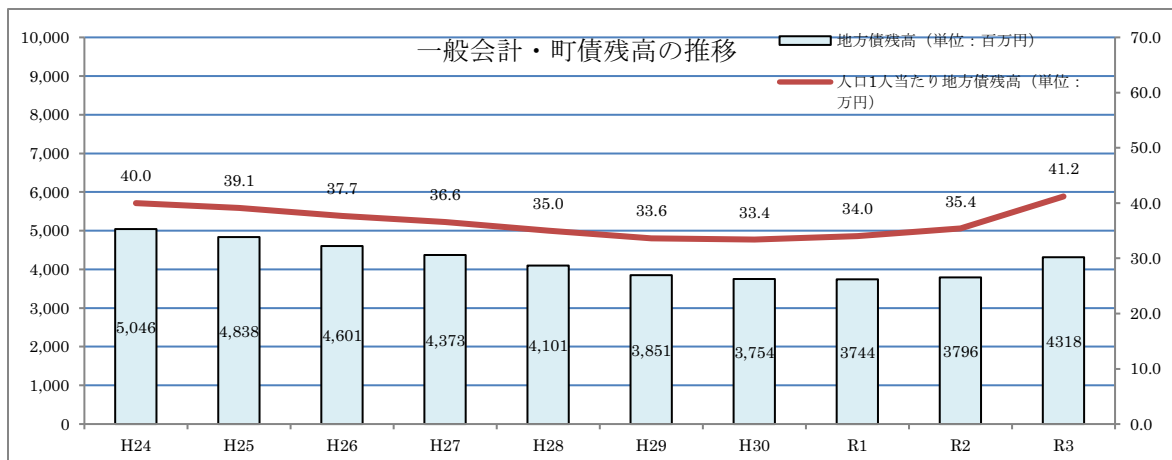
塩谷中学校建設事業が終了した平成 17 年度以降、町債発行額を抑えており、平成 26 年度は学校教育施設等整備事業債の利率見直しに伴う借換えにより歳入歳出が増加したが、27 年度以降は臨時財政対策債の発行のみであった。平成 29 年度には過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域に指定され、平成 30 年度から「町過疎地域自立促進計画」に沿った事業を行っていく上で過疎対策事業債を発行しており、令和元年度には台風 19 号により被災した施設等の復旧工事を行うために災害復旧事業債を発行し、令和 2 年度はこれらの町債のほか、コロナ禍における一般財源不足分を補填する減収補てん債等も発行している。

令和 3 年度には新庁舎建設事業にかかる町債を発行したため、前年度より町債残高は 5 億 2 千万円の増となっている。臨時財政対策債は元利償還金の全額、過疎対策事業債などは元利償還金の 70%が普通交付税算定の際の基準財政需要額に算入されるとはいえ、町債残高削減の障害となる可能性がある。来年度も新庁舎建設事業に対する町債の発行を控えており、今後も町債残高は増加していくと予想される。

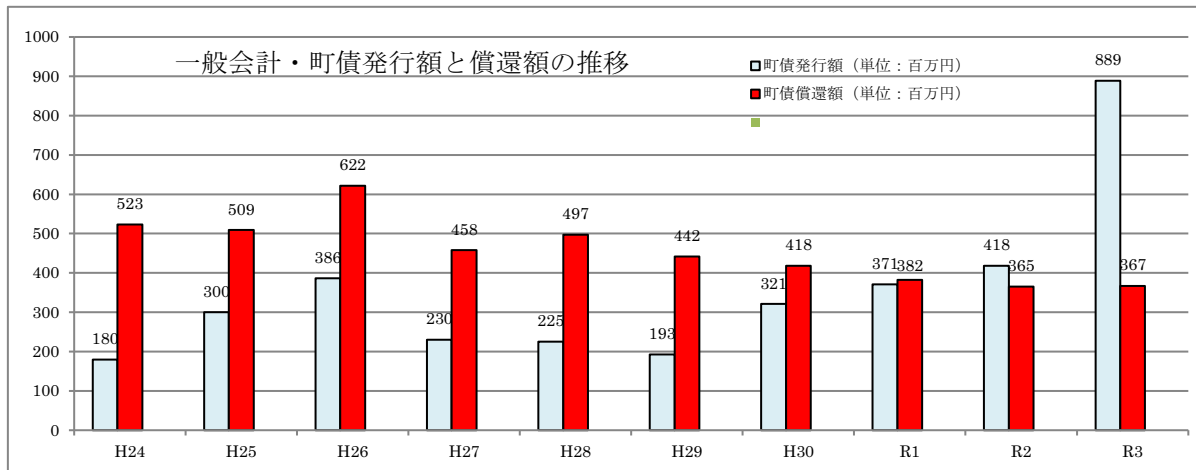
町債発行額の推移

(単位：百万円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
建設事業債	-	50	186	-	-	-	126	122	182	593
臨時財政対策債	180	250	200	230	225	193	195	151	151	208
過疎債(ソフト分)								35	35	35
災害復旧事業債	-	-	-	-	-	-	-	63	35	53
減収補てん債	-	-	-	-	-	-	-		15	
合計	180	300	386	230	225	193	321	371	418	889



参考：町債残高 平成 16 年度 76 億 8 千 4 百万円



(5) 一般会計歳出決算額の推移

平成16年度までは、学校施設等の建設事業実施のために国庫補助金と町債発行により予算規模を拡大し、55億円から62億円で推移してきたが、平成17年度以降は、「自律計画」の実施により投資的経費や人件費を縮小した結果、48億円程度となった。その後、平成21年度から平成23年度に50億円以上となっているのは、国の経済対策補正予算によるものである。平成24年度に普通建設事業の縮小により45億円程度となったが、平成25年度は普通建設事業の増加、その後は物件費・扶助費等の経常経費の増加により、50億円前後となっている。平成30年度に55億円以上となったのは、塩谷広域環境施設建設等に伴う負担金が大幅に増加したことと、町営住宅大宮団地の建設に伴うものである。令和元年度に塩谷広域環境施設建設等に伴う負担金は減少したが、災害復旧事業費が増加したために50億円以上となっている。令和2年度は、特別定額給付金給付事業など新型コロナウイルス感染症対応事業実施のため、初めて70億を超えた。

令和3年度は、新庁舎建設事業が増額したが、コロナ対応事業が大幅に減少したため歳出総額は令和2年度より7億4千万円ほど減少した。

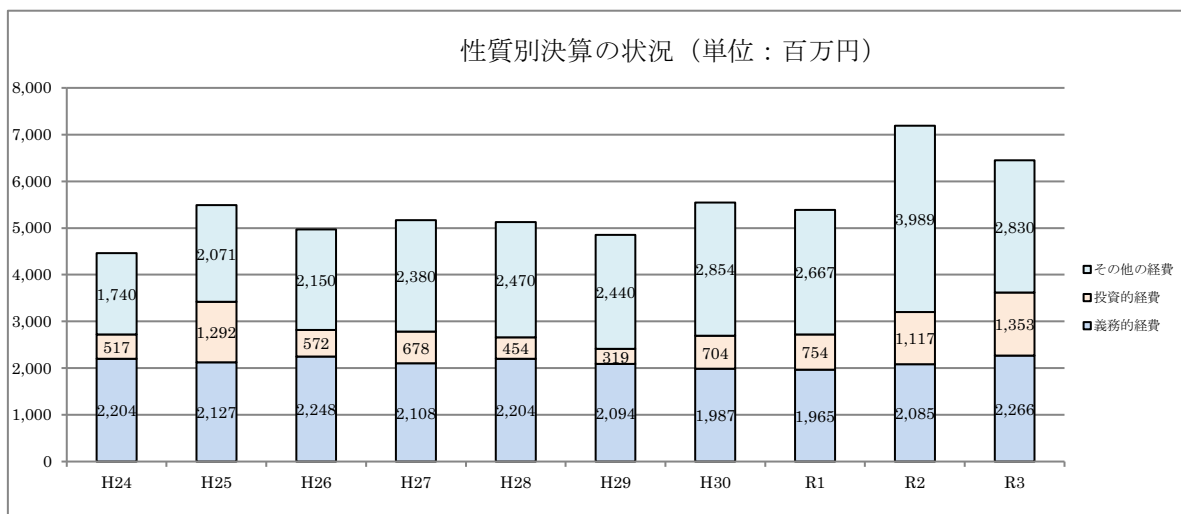
(単位:百万)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
歳出 決算額	4,462	5,491	4,969	5,166	5,128	4,853	5,546	5,386	7,191	6,449

① 性質別決算額の状況

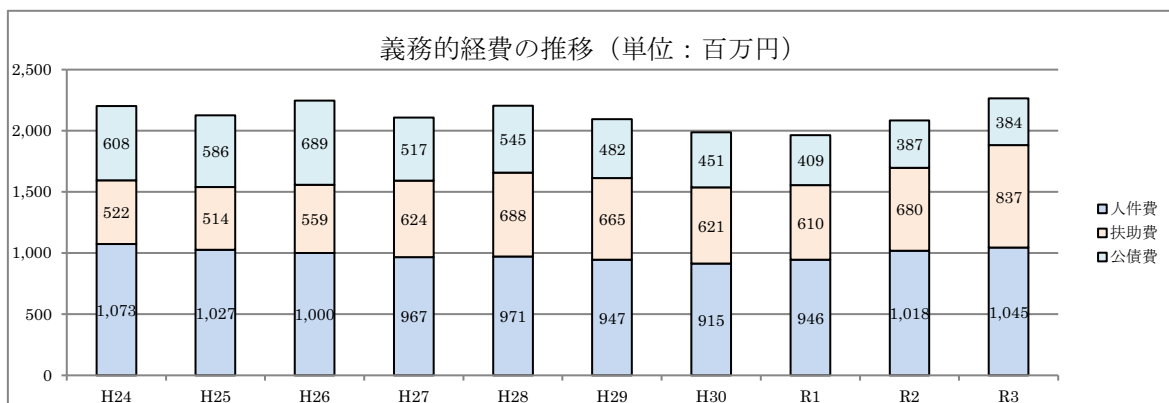
令和2年度に比べ義務的経費が1億8千1百万円の増、投資的経費が2億3千6百万円の増、その他経費は11億5千8百万円の減となっている。

近年の傾向としては、義務的経費については人件費、公債費、扶助費とも減少傾向にあったが、令和2年度に人件費及び扶助費が大幅に増加して、令和3年度はさらに増加している。業務委託や電算管理により委託料が増加するなど、相関関係にある経費もあるが、基本的には職員数の適正管理や町債管理により扶助費以外の義務的経費の削減を図り、今後増加が見込まれる投資的経費等に一般財源を充当できる財政構造を継続しなければならない。



義務的経費

義務的経費のうち人件費は、自律計画を策定した平成17年度に比べ令和元年度は4億4千万円の減と、着実に減少していたが、令和2年度に会計年度任用職員制度導入により大幅に増加し、令和3年度も引き続き増加している。扶助費は平成15年度以降増加しはじめ、平成22年度に子ども手当の影響もあり大きく増加し、平成23年度からはほぼ横ばい状態であった。平成27年度に6億円台に上昇した後、近年減少していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応給付金等により大幅に増加し、令和3年度も同様に増加している。公債費は町債残高の減少と共に縮減傾向が続いており、平成26年度及び平成28年度は利率見直しによる歳出があったため一時的に増加したが、全体的には減少している。



投資的経費

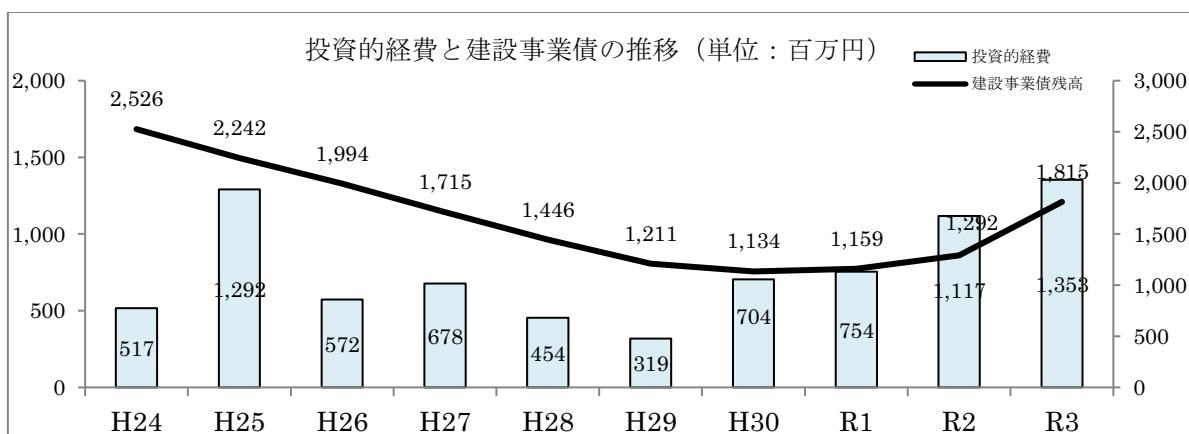
投資的経費は、新庁舎建設事業や道路新設改良事業の増額により令和2年度と比べ2億3千6百万円の増となっている。令和3年度から令和4年度に繰り越した事業費は8億4千9百万円である（繰越明許3億7千3百万のうち3億3千3百万、事故繰越5千8百万、逡次繰越4億5千8百万。新庁舎建設事業、道路改良事業、橋梁補修事業、国体開催事業等）。なお、建設事業債の残高は平成16年度までは増加を続けたが、平成17年度から実施した「自律計画」の成果により年々減少し続けてきた。しかし、令和元年度より増加傾向になり、令和3年度は17億8千万円で令和2年度より5億2千3百万ほど増加した。今後数年間は、新庁舎建設事業や老朽施設更新などで投資的経費が大きく増加することが予想される。

投資的経費の推移

（単位：百万円）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
補助事業費	216	696	92	229	60	37	226	261	227	120
単独事業費	227	567	416	320	347	281	478	339	549	1,177
災害復旧費	74	29	64	129	47	1	-	154	341	56
合計	517	1,292	572	678	454	319	704	754	1,117	1,353

※ 単独事業費には県営事業負担金を含む。



※建設事業債残高には災害復旧事業債を含む。

(6) 一般会計基金現在高の推移

一般会計基金現在高の合計額は39億9千3百万円で、令和2年度より1億1千1百万の減となっている。内訳は、財政調整積立基金が19億4千8百万円、足元の経済情勢や今後の地域主権改革に伴う地方財政対策の変更及び公共施設の維持管理・更新に備えている。また、減債基金が4億3千7百万円、特定目的基金現在高は16億8百万円、うち庁舎整備基金は10億5千6百万円であり、庁舎等施設更新のために計画的な積立てを継続している。

